

特定任意講習実施要綱の制定について（概要）

（平成29年3月8日 鹿免管第436号）

本通達は、地域、職域、生活環境等に照らし自動車又は原動機付自転車の運転に関し、ほぼ共通の条件下にあると認められる者を対象とする講習である。

また、高齢者講習のチャレンジ講習を受講し、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者は、その後、特定任意高齢者簡易講習を受講すれば、更新時講習及び高齢者講習の受講が免除されることとなったが、これらの講習の運用について実施要綱を定め、その事務処理の適正な実施と運用を図ることとしたものである。

本通達の主な内容は、

- 講習の根拠
- 講習の委託
- 講習の種別
- 講習の実施方法

等である。